長府浄水場更新事業に係る事業契約の内容を公表する。

令和4年(2022年)9月26日

下関市上下水道事業管理者 上下水道局長 林 義之

1. 公共施設等の名称及び立地

公共施設等の名称:長府浄水場

立 地 (所在地):下関市長府豊浦町1番1号

2. 事業者の商号又は名称

代表企業	株式会社神鋼環境ソリューション		
	株式会社日水コン 山口事務所		
構成企業	株式会社大林組 広島支店		
	神鋼環境メンテナンス株式会社		

3. 本事業の整備の内容

本事業は、次表に示す新設対象施設、既存流用施設及び撤去対象施設の設計業務、建設工事及び施設維持管理業務を一括して実施するものである。

対象施設			適用
1. 新設対象施設	1-1	導水施設	山口県営第5分水槽出口から統合着水井までの導水管、既設2号着
			水井入口から統合着水井までの導水管(受水槽含む。)、内日貯水
			池から統合着水井までの導水管(場内既設連絡管)
	1-2	浄水施設	統合着水井、生物処理設備、凝集用薬品注入設備、凝集池、沈殿池、
			急速ろ過池、浄水池、消毒設備、塩素処理設備、管理用建物、場内
			連絡管路、浄水施設用建物
	1-3	送水施設	送水ポンプ設備、送水管
	1-4	機械・電気・計	ポンプ設備、配電設備、自家用発電設備、監視制御システム、計装
		装設備	設備
2. 既存流用施設	2-1	導水施設	第3原水ポンプ
	2-2	浄水施設	粉末活性炭注入設備
			排水処理施設(排水・排泥池、濃縮槽、上澄水槽及び脱水機)
	2-3	機械・電気・計	第3原水ポンプ、受変電設備 (66kV-3.3kV、5000kVA) 、場外監視制
		装設備	御システム、配電設備、計装設備
3. 撤去対象施設	3-1	導水施設	不要となる既設導水管
	3-2	浄水施設	既存流用施設を除く全ての構造物及び設備(埋設配管については、
			事前調査で把握した撤去可能な配管に限る。)

3-3	送水施設	送水ポンプ設備、送水管
3-4	機械・電気・計	既存流用施設を除く全ての構造物及び設備
	装設備	

4. 契約期間

令和4年(2022年)8月26日から令和26年(2044年)9月30日

5. 事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項

【長府浄水場更新事業 基本契約書(抄)】

(本市による契約の解除)

- 第 11 条 本市は、本件事業者の構成企業のいずれかについて次に掲げる事由が生じたときは、直 ちに本契約を解除することができる。
- (1) その責めに帰すべき事由により本契約の履行が不能となったとき。
- (2) 破産、会社更生、民事再生、特別清算又はこれらに類する手続について申立てがなされたとき。
- (3) 手形取引停止処分がなされたとき。
- (4) 本事業に関して次のいずれかに該当したとき。
 - ア 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条の排除措置命令を受け、かつ、当該命令にかかる抗告訴訟(行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第3条第1項に規定する抗告訴訟をいう。以下同じ。)を提起しなかったとき。
 - イ 独占禁止法第62条第1項の納付命令を受け、かつ、当該命令にかかる抗告訴訟を提起しなかったとき。
 - ウ ア又はイの抗告訴訟を取り下げたとき。
 - エ ア又はイの抗告訴訟を提起した場合において、当該訴訟についての訴えを却下し、又は 棄却する判決が確定したとき。
 - オ 本件事業者の構成企業又はその使用人その他の従業者について、刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 6 又は第 198 条の刑が確定したとき。
- 2 本市は、解除事由を問わず、事業契約のいずれかが解除されたときは、直ちに他の事業契約 を解除することができる。
- 3 本市は、本件事業者の構成企業のいずれかが本契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、本契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(本件事業者による契約の解除)

第12条 本件事業者は、本市の責めに帰すべき事由により本契約の履行が不能となったときは、 直ちに本契約を解除することができる。 2 本件事業者は、本市が本契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、 その期間内に履行がないときは、本契約を解除することができる。ただし、その期間を経過し た時における債務の不履行が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この 限りでない。

【長府浄水場更新事業 建設工事請負契約書(抄)】

(発注者の任意解除権)

- 第55条 発注者は、本件工事等が完成するまでの間は、次条又は第57条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

- 第56条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
- (1) 第6条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。
- (2) 正当な理由なく、本件工事等に着手すべき期日を過ぎても着手しないとき。
- (3)設計施工期間内に完成しないとき、又は設計施工期間経過後相当の期間内に本件工事等を完成する見込みがないと認められるとき。
- (4) 第12条第1項第2号又は第4号に掲げる者を設置しなかったとき。
- (5) 正当な理由なく、履行の追完がなされないとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

- 第57条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
- (1) 第6条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
- (2) 第6条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を本件工事の施工以外に使用したとき。
- (3) 工事目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (4) 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その契約不適合が工事目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
- (5) 受注者が工事目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (6)受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を

拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的 を達することができないとき。

- (7) 工事目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (8) 別紙8「要求水準又は提案内容未達の場合の措置」又はモニタリング実施計画により 発注者がこの契約を解除できるとき。
- (9) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (10) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第 2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員(同法第 2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)が経営に実質的に 関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
- (11) 第59条又は第60条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (12) 受注者(その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。
- ア 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。 以下この号において同じ。)が暴力団員であると認められるとき。
- イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加 える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等の行為をしたと認められると き
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接 的又は積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- カ 下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が アからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認 められるとき。
- キ アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、これに従わなかったとき。
- (13) この契約に関して、次のいずれかに該当するとき。
- ア 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条の排除措置命令を受け、かつ、当該命令に係る抗告訴訟(行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第3条第1項に規定する抗告訴訟をいう。以下同じ。)を提起しなかったとき。
- イ 独占禁止法第62条第1項の納付命令を受け、かつ、当該命令に係る抗告訴訟を提起

しなかったとき。

- ウ ア又はイの抗告訴訟を取り下げたとき。
- エ ア又はイの抗告訴訟を提起した場合において、当該訴訟についての訴えを却下し、又 は棄却する判決が確定したとき。
- オ 受注者又はその使用人その他の従業者について、刑法(明治40年法律第45号)第96 条の6又は第198条の刑が確定したとき。
- (14) 基本契約第11条各項(同条第2項においては受注者の責めに帰すべき事由により解除された場合に限る。)により基本契約が解除されたとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第58条 第56条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の催告による解除権)

第59条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の 催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、 その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らし て軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

- 第60条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
 - (1)第28条の規定により要求水準書又は設計図書が変更されたため請負代金額が3分の2以上減少したとき。
 - (2) 第31条の規定により本件工事の施工の中止期間が設計施工期間の2分の1(設計施工期間の2分の1が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。ただし、当該中止が本件工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の本件工事等が完了した後3月を経過しても、なお当該中止が解除されないとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第61条 第59条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるもので あるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(不可抗力による解除)

第62条 発注者は、不可抗力により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事 材料若しくは建設機械器具に著しい損害が生じ、本件工事等を継続することが困難であ ると認めるときは、受注者と協議の上、この契約を解除することができる。

【長府浄水場更新事業 施設維持管理業務委託契約書(抄)】

(不可抗力による契約の解除)

- 第38条 この契約の締結後における不可抗力により、委託者が本業務の継続が困難と判断した場合、又はこの契約の履行のために多大な費用を要すると判断した場合は、委託者は、 受託者と協議の上、この契約を解除することができる。
- 2 前項の規定によりこの契約を解除する場合は、委託者は受託者に対して、サービス対価の うち未払いのものについて、委託者及び受託者の協議に基づき支払うものとする。この場合 におけるサービス対価の支払手続は、第25条及び第26条の規定を準用する。

(受託者の債務不履行等による契約の解除)

- 第39条 委託者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、受託者に対して通知した上で この契約を解除することができる。
 - (1)受託者の責めに帰すべき事由により、部分供用開始日から30日を経過しても本業務の履行を開始できないとき又はその見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2)受託者の責めに帰すべき事由により、連続して10日以上又は1年間において30日以上、 水道水の供給の一部又は全部ができないとき。
- (3)業務責任者を置かないとき。
- (4) 受託者の責めに帰すべき事由により、この契約の全部又は一部の履行が不能となったとき。
- (5) 受託者が破産、会社更生、民事再生、特別精算又はこれらと類似する手続のいずれかに ついて、取締役会でその申立等を決議したとき、又は第三者によってその申立がなされた とき。
- (6) 受託者が、自らの事業を放棄し、30 日以上(水道水の供給停止に関しては1日以上) にわたりその状態が継続したとき。
- (7) 別紙2「契約内容未達の場合の措置」の規定による措置としてこの契約を解除すること が認められるとき。
- (8) 基本契約書第11条各項(ただし、同条第2項においては受託者の責めに帰すべき事由により解除された場合に限る。)により基本契約が解除されたとき。
- (9) 前各号に規定するもののほか、受託者がこの契約に違反し、その違反によりこの契約の 目的を達成することができないと認められるとき。
- 2 前項の規定又は別紙 6 「下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項」第 2 条第 1 項 の規定によりこの契約が解除された場合は、委託者は受託者に対して、サービス対価のうち 未払いのものについて、委託者及び受託者の協議に基づき支払うものとする。この場合にお けるサービス対価の支払手続は、第 25 条及び第 26 条の規定を準用する。
- 3 受託者は、第1項又は別紙6「下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項」第2条 第1項の規定によりこの契約が解除された場合は、業務委託料を15で除した額の10分の1 に相当する金額の違約金を委託者に支払わなければならない。
- 4 受託者は、第1項又は別紙6「下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項」第2条

第1項の規定によるこの契約の解除により委託者に前項の違約金を超過する損害が生じたと きは、当該超過分の損害を賠償しなければならない。

5 第1項又は別紙6「下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項」第2条第1項の規 定によりこの契約が解除された場合において、第5条の規定により契約保証金の納付又はこ れに代わる担保の提供が行われているときは、委託者は、当該契約保証金又は当該担保をもっ て前項の違約金に充当することができる。

(委託者の債務不履行による契約の解除)

- 第40条 受託者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、委託者に対して通知した上で、 この契約を解除することができる。
- (1)委託者がこの契約に基づいて履行すべきサービス対価の支払について、支払期間後60日を経過してもサービス対価を支払わないとき。
- (2) 委託者が、この契約に基づく重要な義務に違反し、かつ、そのことを受託者が委託者に対し通知した後、30日を経過しても当該違反を是正しないとき。
- (3) 委託者の責めに帰すべき事由により、この契約の履行が不能となったとき。
- 2 前項の規定によりこの契約を解除された場合は、委託者は受託者に対して、履行済みの本業務に対応するサービス対価で未払いのものについて、委託者及び受託者の協議に基づき支払うものとする。この場合におけるサービス対価の支払手続は、第25条及び第26条の規定を準用する。

6. 契約金額

建設工事

¥22, 721, 458, 100-

(うち消費税及び地方消費税 ¥2,065,587,100-)

施設維持管理業務

¥5, 254, 700, 000-

(うち消費税及び地方消費税 ¥477,700,000-)

7. 契約終了時の措置に関する事項

【長府浄水場更新事業 建設工事請負契約書(抄)】

(完成の通知、検査及び引渡し)

- 第45条 受注者は、本件工事等を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から起算して14日以内に、受注者の立会いの上、要求水準書に定めるところにより、本件工事等の完成を確認するための検査(以下「完成検査」という。)を完了し、当該完成検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度において破壊、分解若しくは試験し、又は受注者に工事目的物を最小限度において破壊、分解若しくは試験させて、検査することができる。

- 3 前項の場合において、完成検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 4 発注者は、完成検査によって本件工事等の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。
- 5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを本件工事等の請負代金の支払の完了と同時に行うことを請求することができる。この場合において、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 6 受注者は、本件工事等が完成検査に合格しないときは、直ちに改造又は修補して発注者 の検査を受けなければならない。この場合においては、当該改造又は修補の完了を本件工 事等の完成とみなして前各項の規定を適用する。

【長府浄水場更新事業 施設維持管理業務委託契約書(抄)】

(契約期間の終了等に伴う運転指導)

- 第41条 受託者は、本業務が契約期間の満了により終了するときは、契約期間の満了までに、 委託者の指定する者に、本施設の維持管理に係る指導(以下「運転指導」という。)を行 うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
- (1) 運転指導の必要がない事由を受託者が書面で提出し、これを委託者が認めたとき。
- (2)委託者が運転指導の必要がないと認めたとき。
- 2 運転指導の内容、期間等は、委託者と受託者の協議により定める。
- 3 第1項に規定する運転指導の実施に係る費用は、受託者が負担する。
- 4 受託者は、第38条から前条までの規定によりこの契約が解除された場合は、契約解除後速やかに委託者の指定する者に運転指導を行うものとし、運転指導の内容、期間等は委託者と受託者の協議により定める。ただし、第1項第1号又は第2号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
- 5 運転指導の実施のために受託者に追加費用が生じる場合は、契約の解除が第38条又は前 条の規定によるときは当該追加費用は委託者の負担とし、契約の解除が第39条の規定によ るときは当該追加費用は受託者の負担とする。

(契約終了時の施設の確認)

- 第42条 この契約が終了する時は、委託者及び受託者の双方が立会いの上、本施設について 不具合等がないことを確認する。
- 2 前項の確認の結果、不具合等が発見された場合は、受託者は、自己の責任と費用により必要な補修を行わなければならない。ただし、当該不具合等の補修が委託者が実施すべき修繕に該当するとき、又は委託者の特段の指示に基づくものであるときは、この限りでない。

8. 事業者の事業計画に基づく VFM

市が自ら実施する場合(公設公営)及びDBO事業として実施する場合の市の財政負担見込額を事業期間中にわたり年度別に算出し、現在価値換算額により比較すると次の表のとおりとなり、DBO事業として実施することにより、約10.1%の財政負担額の削減が見込まれる。

今回の検討で、DBO事業として実施する場合が、市が自ら実施する場合(公設公営)を下回ったことから、DBO事業として実施する場合に VFM があるという結果になった。

	市が自ら実施する場合	DBO 事業として実施する場合
指標	100.0	89. 9

^{※「}市が自ら実施する場合(公設公営)」の財政負担見込額を100.0 とし、「DBO事業として実施する場合」の財政負担見込額の割合を示している。

「VFM」(Value For Money)とは、一般に、「支払に対して最も価値の高いサービスを供給する」という考え方であり、同一の目的を有する2つの事業を比較する場合、支払いに対して価値の高いサービスを供給する方を、他に対し「VFM がある。」といい、残りの一方を他に対し「VFM がない。」という。

以上